

北京市專利助成金管理弁法

2014年9月28日公布・施行

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

北京市知識産権局 文書

北京市財政局

京知局[2014]178号

北京市知識産権局 北京市財政局

「北京市專利助成金管理弁法」の発表に関する通知

各関係組織・機関、個人

本市の専利の品質と価値を効果的に高め、本市の科学技術イノベーションセンターの整備を推進するため、国家及び北京市の関係政策要件に従い、本局は検討を経て「北京市專利助成金管理弁法」を制定し、ここに該弁法を発表する。したがってこれを順守されたい。旧「北京市專利助成金申請管理暫定弁法」は同時に廃止する。

北京市知識産権局 北京市財政局
2014年9月28日

北京市專利助成金管理弁法

第1章 総則

第1条

イノベーション駆動型発展戦略を実施し、発明創造及び自己革新を奨励し、科学技術、社会及び経済の発展を促進し、北京市專利助成金(以下、「助成金」という)の管理水準及び使用効果を高めるため、「北京市專利保護及び促進条例」の関係規定に基づいて本弁法を制定する。

第2条

助成金は、主として本市における專利創造に関係する活動の助成に用いる。

第3条

助成金の支給対象とは、本市において登録され、若しくは登記された組織・機関及び本市に戸籍を置き、又は本市の就業居留証を有する個人をいう。助成にかかわる專利が複数の権利者に及ぶ場合、支給対象は第一権利者でなければならない。

第4条

助成金は、市の財政予算に組み入れ、市の財政局及び市の知識産権局が共同で管理する。

第5条

助成金の使用にあたり、「公正性と透明性の重視、重点対象の支援、部分的な助成、総量の規制」の原則を貫く。

第2章 管理機関の職責

第6条

市の財政局は、助成金の管理監督部門であり、その主な職責は次の各号に掲げるとおりとする。

- (一) 助成金の使用原則を確定する；
- (二) 年次助成金の予算及び決算を審査し、承認する；
- (三) 助成金の管理及び執行状況を検査し、監督する；
- (四) 重大なプロジェクトについて、業績評価の実施を手配する。

第7条

市の知識産権局は、助成金の主管部門であり、その主な職責は次の各号に掲げるとおりとする。

- (一) 市の財政局と共同で、助成金の支援方針を確定する；
- (二) 年次助成金の予算及び決算を作成する。；
- (三) 助成金の申請に対する審査、評価を手配する；
- (四) 助成金の管理及び使用状況を検査し、監督する；
- (五) 助成金の執行状況について業績評価を行う。

第3章 助成の範囲及び基準

第8条

専利助成とは、専利権が付与された専利の出願及び専利権維持の過程で生じる関係費用に対して部分的に行う助成をいう。

第9条

助成の範囲

- (一) 国内における発明専利権、実用新案権、意匠権の付与に係る一部の出願費用；
- (二) 国内における発明専利権付与の代理サービス料及び7年目、8年目の年金、零細企業への発明専利権付与後から3年目までの年金；
- (三) 我が国の香港、マカオ、台湾地域に発明（標準）専利を出願し、及び付与（登録）されたたときの一部の出願費用；
- (四) PCT ルート又はパリ条約ルートにより国外で出願し、専利権を取得した発明専利の費用；
- (五) 助成を必要とするその他の専利費用。

国の財政又は市級財政による特別な支援を得た専利については、重複して助成を申請してはならない。

第10条

本市の戦略的新興産業に関わるプロジェクト、企業と高等教育機関、科研院との協力研究開発プロジェクト及び重点的な支援を必要とするその他のプロジェクトに係る専利権付与については、優先的に助成を受けることができる。

第11条 国内専利の助成

発明専利権の付与後、組織・機関の出願人には1件あたりの出願費用1,500元を助成し、個人の出願人には1件あたり出願費用1,000元を助成する。

実用新案権、意匠権の付与後、1件あたり出願費用150元を助成する。

本市の専利代理機関に処理を委託する国内発明専利の代理サービス料については、権利

付与後、1 件あたり 1,000 元助成する。

国内において付与された発明専利権について、優秀な順から 7 年目、8 年目の年金を助成する。助成金は 1 件あたり年間 500 元を超えない。零細企業への特許権付与後の 3 年間の年金については、費用減免後の金額を基準として助成する。

香港、マカオ、台湾地区に発明(標準)専利を出願し、専利権が付与(登録)された場合、中国本土の専利助成基準に従って助成する。

組織・機関の出願人が取得する、本条に定められた専利助成金は年間最高 200 万元を超えない。個人の出願人が取得する助成金は年間最高 10 万元を超えない。

第 12 条 国外で出願する専利の助成

米国、日本、欧州の特許庁において発明専利権を取得した場合、助成金は、各国 1 件あたり 2 万元を超えない。その他の国家で発明専利権を取得した場合、助成金は、各国 1 件あたり 1 万元を超えない。発明専利 1 件につき、助成を受けられる国は、5 か国を超えない。

助成費用は、助成申請者が関係専利の審査機関に納める公定料金と国内の専利代理機関に支払う専利代理サービス料金を含む。

組織・機関の出願人が取得する、本条に定められた専利助成金は年間最高 100 万元を超えない。個人の出願人が取得する助成金は年間最高 10 万元を超えない。

第 4 章 申請と受理

第 13 条

市の知識産権局は、国家知識産権局専利局北京代弁処を執行部門として委任する。執行部門は、本弁法の要求に従い、関係する実施細則及び実施案を制定し、助成金の申請受理及び審査、支給に係る具体的な業務を遂行する。

第 14 条

助成金の申請は一括申請とする。助成金の申請者は、本弁法の規定及び実施細則の要求に従って遅滞なく申請しなければならない。所定の期間を徒過した場合、申請を受理しない。

プロジェクトの助成金申請者は、規定に従って、必要な申請表と証明書類を提出し、関係情報をありのままに記入しなければならない。

第 5 章 管理と監督

第 15 条

助成金は、指定用途のみに用いなければならない。助成金の使用にあたり、関係部門の個別監査及び業績評価を受け入れ、専利助成の適正性、安全、有効性を保証する。

助成プロジェクトの管理、審査、評価、検査、検収に用いる費用を除き、その他の費用は助成金の支出として計上してはならない。

第 16 条

助成金の申請者が助成申請をする過程で虚偽を弄し、助成金を詐取した場合、期間を指定し、すでに支給した助成金を返還するよう命じ、助成金支給申請の資格を 3 年間取り消す。法律の規定に違反する場合、法に基づき、法的責任を追及する。

第 17 条

専利代理などに従事するサービス機関が助成金申請手続の委託を受け、又は業務を引き受ける過程で虚偽を弄した場合、助成金受給資格を停止し、関係部門に懲戒処分を与えるよう具申する。法律の規定に違反する場合、法に基づき、法的責任を追及する。

第 18 条

助成金支給申請手続を行った職員に職権濫用、職責怠慢、不正行為があり、悪影響をもた

らした場合、関係規定に従って処理する。法律の規定に違反する場合、法に基づき、法的責任を追及する。

第6章 附則

第19条

本弁法は、公布日から施行する。「北京市專利助成金申請管理暫行弁法」(京財文[2006]3101号)、「北京市專利助成金申請管理暫行弁法(補充規定)」(京財文[2009]850号)は、同時に廃止する。

北京市知識産権局弁公室 2014年10月8日印刷配付